

平成十九年内閣府・経済産業省令第一号

商品投資契約に基づいて出資された財産の
分別管理に関する命令

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成
三年法律第六十六号）第三十四条の規定に基づ
き、商品投資契約に基づいて出資された財産の分
別管理に関する命令を次のように定める。

商品投資に係る事業の規制に関する法律第三
十四条に規定する商品投資契約に基づいて出資
された財産を管理する者は、当該財産を次に掲
げるところにより管理しなければならない。

一 当該財産を他の商品投資契約に基づいて出資
された財産と区分して経理し、かつ、その内容
が投資者の保護を図る上で適切であること。

二 当該財産を自己のその他の財産と区分して経
理し、かつ、運用するために預託する場合を除
き、次に掲げる方法により適切に管理を行うこ
と。

イ 銀行、株式会社商工組合中央金庫、協同
組織金融機関（協同組織金融機関の優先出
資に関する法律（平成五年法律第四十四
号）第二条第一項に規定する協同組織金融
機関をいう。）又は外国の法令に準拠し、
外国において銀行法（昭和五十六年法律第
五十九号）第十条第一項第一号に掲げる業
務を行う者への預金又は貯金（当該財産で
あることがその名義により明らかなものに
限る。）

ロ 信託業務を営む金融機関（金融機関の信
託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年
法律第四十三号）第一条第一項の認可を受
けた金融機関をいう。）又は外国の法令に
準拠し、外国において信託業務（同項に規
定する信託業務をいう。）を行う者への金
銭信託で元本補填の契約のあるもの（当該
財産であることがその名義により明らか
なものに限る。）

ハ 金融商品取引業者等（金融商品取引法
（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四
条に規定する金融商品取引業者等をいう。）
への預託（当該金融商品取引業者等が有価
証券等管理業務（同法第二十八条第五項に
規定する有価証券等管理業務をいう。ハに
おいて同じ。）として受けるものに限る。）
又は外国の法令に準拠し、外国において有
価証券等管理業務を行う者への預託

ニ 暗号資産交換業者等（資金決済に関する
法律（平成二十一年法律第五十九号）第二

条第十六項に規定する暗号資産交換業者又
は同条第十七項に規定する外国暗号資産交
換業者をいう。）への管理の委託（他人の
ために暗号資産（同条第十四項に規定する
暗号資産をいう。）の管理を業として行う
ことにつき同法以外の法律に特別の規定の
ある者への当該管理の委託を含み、当該財
産であることがその名義により明らかもの
に限る。）

ホ 電子決済手段等取引業者等（資金決済に
関する法律第二条第二項に規定する電子
決済手段等取引業者（同法第六十二条の八
第二項の規定により当該電子決済手段等取
引業者とみなされる同条第一項に規定する
発行者を含む。）又は同法第二条第十三項
に規定する外国電子決済手段等取引業者を
いう。）への管理の委託（他人のために電
子決済手段（同条第五項に規定する電子決
済手段をいう。）の管理を信託業法（平成
十六年法律第五十四号）又は金融機関の
信託業務の兼営等に関する法律の規定に基
づく信託業（信託業法第二条第一項に規定
する信託業をいう。）として行う信託会社
等（資金決済に関する法律第二条第二十六
項に規定する信託会社等をいう。）への当
該管理の委託を含み、当該財産であること
がその名義により明らかなものに限る。）

附 則
この命令は、証券取引法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法
律（平成十八年法律第六十六号）の施行の日か
ら施行する。

附 則（平成二〇年九月三〇日内閣府・
経済産業省令第四号）

この命令は、株式会社商工組合中央金庫法の
施行の日（平成二十年十月一日）から施行す
る。

附 則（令和二年四月三日内閣府・経済
産業省令第三号）

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融
取引の多様化に対応するための資金決済に関す
る法律等の一部を改正する法律の施行の日（令
和二年五月一日）から施行する。

附 則（令和五年五月二六日内閣府・経
済産業省令第三号）

この命令は、安定的かつ効率的な資金決済制
度の構築を図るための資金決済に関する法律等

の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六
月一日）から施行する。